

<p>発言の会議</p>	<p>平成21年 3月 3日 本会議</p>
<p>発言の種類</p>	<p>個人質問</p>
<p>答弁を求める者</p>	<p>市長</p>
<p>件名及び 発言の要旨</p>	<p><b>1. 長井海の手公園（ソレイユの丘）での諸問題について</b></p> <p>全国初の公園整備等事業へのPFI手法の導入としてスタートした長井海の手公園（ソレイユの丘）は、民間活力の導入によってVFM（使う税金の価値）を最大化するはずだった。</p> <p>しかし、民間事業者である株式会社横須賀ファーム（以下、ファームと略す）は消費期限の切れた野菜類を2年間も利用者に提供する等の諸問題を起こし、約1万4000人もの利用者を食中毒等の危険にさらし、VFMの最大化どころか、公の施設に対する信頼を失墜させ、本市の重要な観光拠点としてのソレイユの丘の価値を著しく低下させた。</p> <p>今こそ本市が厳格な対応を行ない改善しなければ、投入された莫大な税金が無駄になったPFIの失敗例として全国に知られるだけでなく、本市の食の安心・安全への信頼は損なわれ、利用者・納税者である市民のみならず多大な損害をもたらすことになりうる。</p> <p><b>（1）ファームの諸問題が発生した「根本的な原因」は何か</b></p> <p><b>ア. 本市は現在ファームのどの行為を問題だと認識しているのか</b></p> <p>問題が発覚した当初、本市はファーム側の主張をうのみにしたが、その後、徹底的な調査を行なった結果、報告書において「（ファームによって）誤った内容の調査報告がなされたため、本市が行なった報道機関や市議会などに対する説明も著しく正確さを欠くものとなった」と当初の認識を改め、現在では明らかに問題が存在したことを認めるに到った。</p> <p>市長が現在認識している「ファームが犯した諸問題」とは、「具体的に」「いつ」から始まった「どのような行為群」を指しているのか。</p> <p>また、昨年第4回定例会での一般質問への市長らの答弁をはじめ、市議会や報道機関に対して行った説明が「著しく正確さを欠くものとなった」とは、具体的に答弁や説明のどの個所がどのように事実と反していたのか。その全てを列挙して訂正していただきたい。</p> <p><b>イ. 諸問題が何故起こったのか、その「根本的な原因」をファーム側はどのように分析しているのか</b></p> <p>何らかの問題が発生した際、その問題が発生するに到った「根本的な原因」が分からない限り、実効性のある対策はとれない。表面的な対策をとっても、結局、問題は繰り返し再発する。しかし、今回の諸問題に対して、現在に至るまでファーム側は記者会見など公の場での釈明・謝罪を1度も行わない為、「何故このような諸問題が起こったか」という「根本的な原因」をどのように分析しているのかが全く伝わってこない。</p>

件名及び  
発言の要旨

そのような状況で実効性のある対策が取れるのか、大いに疑問である。  
本市はこの「根本的な原因」についてファーム側の分析を聴取しているのか。聴取しているならば、その分析とはどのようなものなのか。

**ウ. 諸問題がなぜ起こったのか、その「根本的な原因」を市長はどのように分析しているのか**

質問1(1)ウと同じく、この問題が発生した「根本的な要因」が分らなければ、問題の再発を防ぐことは不可能である。今回のファームの諸問題が発生した「根本的な原因」はどこにあるのかについて、市長はどのように分析しているのか。

**(2) ファームが提出した「業務改善計画書」の「実効性」について**

ファームが起こした諸問題を明確に認識した本市は、長井海の手公園(ソレイユの丘)事業について本市とファームとで交わされた「特定業務契約書(平成15年8月27日締結。以下、同契約書と略す)」に基づいて、ファームに対して業務の改善を求める勧告を行った。ファーム側は勧告に応じて「業務改善計画書」を本市に提出した。

**ア. 「業務改善計画書」に対する市長の見解はどのようなものか**

市長はファーム側に対して「業務改善勧告」を2月12日に行ない、ファーム側はその求めに応じて2月19日付で「業務改善計画書」を本市に提出した。

34ページの分量にわたる計画書を精読したが、実質的な改善内容を記したのはわずか3ページで、残りはファストフード店のアルバイト向けマニュアル並みの業務手順マニュアルが別紙として添付されているだけである。この程度の内容を「改善計画」と呼ぶのは大いに疑問を感じ、かつ、そもそもこれらはソレイユの丘の開園当初から実践できていなければそもそも「ペナルティの対象」だと感じた。

市長はこのような「業務改善計画書」を読んで、どのような見解をお持ちになったのか。また、この「業務改善計画書」によって、諸問題の再発は本当に防げるとお考えか。

**イ. 「業務改善」をどのようにモニタリングするのか**

今回の諸問題の発生は、定期的な本市のモニタリングでは発見することができなかった。また、ファーム側は従業員からラベルはがしはおかしいとの意見を無視をしたという内部告発もある。このように本市のモニタリングでもファームの自浄作用も今回の問題発生には全く機能しなかった現実がある。あくまでも神奈川新聞社という第三者のスクープが無ければ問題は明らかにならなかったのである。

そんな本市のモニタリング体制やファームの体制に対する不信感がある中、これからファームの業務改善が実際に成されたか否かについて、一体どのような体制でモニタリングしていくのか。達成度もどのように確認するのか。具体的な体制をどのようにお考えか。また、今回の諸問題が外部の神奈川新聞社によって明らかになったように、第三者によるモニタリングを導入すべきではないのか。

件名及び  
発言の要旨

**(3) これまでの本市のモニタリング体制は十分だったのか**

イギリスで始まったPFI手法の真髄は、公（自治体）が要求する「サービス品質」とそれを民間企業等が実現できているかを「モニタリング」し、その結果次第では民間企業等への委託料の「支払いが減額される」などの、サービス品質の要求水準のモニタリングと連動した支払いメカニズムであった。これによって民間企業は絶えざるサービス品質の保持に努めたのである。しかし、わが国のPFI事業の多くはこれが実現できていない「日本版PFI」との批判がある。本市でもこれまでモニタリングと支払いメカニズムは連動しているとは言い難い。

**ア. 諸問題の発覚後、即、「事業の停止」を命じるべきではなかったか**

本市の調査に基づく最終報告書での証言を読むと、約2年間にわたり消費期限切れの野菜等を提供していたと結論せざるを得ない。野外バーベキュー利用者に限ってもこの期間中に約1万4000人もの利用者がそうした野菜等を口にしていた、食中毒等の危険にさらされていた、ということである。これは著しい危害を大多数の利用者に及ぼす可能性がある事態ではないか。

したがって、諸問題が発覚した際、本市は同契約書別紙3第2項第5号①の規定「本事業の実施により、利用者、近隣住民等に対し、著しい危害を及ぼした場合又は及ぼす可能性がある場合には、事業者の業務の一部又は全部に対して、市は業務の停止を命じることができる」にのっとり、「事業の停止」をファームに命じるべきではなかったか。

**イ. 「ペナルティポイント5」を付したことの妥当性について**

本市の業務改善勧告に伴って、同契約書別紙3第2項第2号①の規定に基づいてファームに対して「ペナルティポイント5」が付された。これは「利用者の利便性・安全性等に対して、著しい影響を与えた場合又は与えると見込まれた場合」が対象である。しかし、今回のような問題に「ペナルティポイント5」が本当に妥当だったのか。

提供する食品の消費期限を意図的にごまかしていたという悪質な事態は同契約書で定めるサービス品質水準の要求以前の問題であり、むしろ「本契約等を満たさない事項が発生したことにより、利用者に対し重大な危害を及ぼした場合」に当たるのではないかと。つまり、「ペナルティポイント10」に該当するのではないかと。

**ウ. わずか3か月でゼロに戻ってしまうペナルティポイントの仕組みでは、サービス品質の改善にはつながらないのではないかと**

PFIを成功させるには、自治体が求める「サービス品質」の要求と民間企業の運営管理等を「モニタリング」してその結果を「支払い」と連動させるメカニズムが不可欠である。しかし、本市の同契約書では「モニタリング」の結果に問題があつてペナルティポイントを付したとしても、わずか3ヶ月でペナルティポイントは解除される（同契約書別紙3第2項第2号⑤）。これは民間企業側に極めて有利な条項であり、「支払いの減額がありうる」という連動メカニズムが機能することはまずありえない。これではサービス改善には全く結びつかないのではないかと。

件名及び  
発言の要旨

**エ. ファームの財務諸表類の非公開は、すぐに撤回すべきではないか**

モニタリングには当然ながら財務諸表による会計面のチェックも含まれる。実際、同契約書第54条において、各会計年度末から3か月以内に公認会計士による監査済の財務諸表類を市に提出することがファームには義務付けられている。

しかし、財務諸表類の公開・提供を本市土木みどり部に求めたところ、第5期の財務諸表（公認会計士の監査印は無し）のみの提供に留まり、第1期から第4期までの公開は拒否された。そもそも（株）横須賀ファームという会社は、長井海の手公園（ソレイユの丘）事業の為だけに作られた特別目的会社（SPC）であり、その財務諸表を非公開にすべき合理的な理由は無いはずである。何故、全ての期の財務諸表類が情報として公開されないのか。その理由は何故か。もし合理的な理由が無いのであれば、非公開はすぐに撤回すべきではないか。

**（4）ソレイユの丘の運営管理費用として毎年4億円の税金を見直すことなく支払い続けることは、VFMの最大化の観点から誤りではないのか**

市長は施政方針演説において「積極的に集客を促進するとともに、集客を市内消費に結びつける取り組みに力を入れたい」と述べたように、中期的な経済振興策の1つとして観光政策を重視している。そうした市長の目指す方向性に反して成された今回のファームによる諸問題は観光拠点としてのソレイユの丘の価値を貶め、本市に重大な損失をもたらした。

こうした不祥事の根本的な原因は、毎年4億円の税金が無条件にファームに支払われ続ける現在の契約がファーム側に「甘え」をもたらしているのではないか。この際、本市の集客促進におけるソレイユの丘の重要性を鑑みて、4億円という金額そのものを見直すべき時期なのではないか。

**2. 未曾有の経済危機の中でも本市は絶対に自殺を増やさないという「意思」と「行動」を示す必要性について**

厚生労働省の最新の人口動態統計月報（概数）によると、08年9月は2563名が自殺に追い込まれて亡くなってしまった。同月はリーマンブラザーズショックがあり、明らかに経済状況という社会的な要因が自殺増に直結している。これは07年9月の2500名、06年9月の2453名と過去の同月比でも明らかである。こうした状況を受けて、1月23日には内閣府から「現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進について」が通知され、自殺対策のさらなる推進が全自治体に求められた。

**（1）かつてない経済危機においても本市は絶対に自殺を増やさないという「決意」と具体的な「行動」を示す必要性について**

**ア. 市民の命を絶対に守るという市長の「決意」と「具体策」を表明すべきではないか**

件名及び  
発言の要旨

残念ながら本議会初日の市長の施政方針演説の中で「自殺対策」や「自殺を絶対に増やさない」という点は触れていただけなかった。しかし、かねてより全国に先駆けて自殺対策に取り組んできた本市は、自殺対策推進事業の予算も前年の2倍に伸びており、未曾有の経済危機の中でも絶対に自殺を増やさないという強い「決意」と具体的な「行動」を取り続けていく姿勢に変化は無い。

絶望的な状況であっても、リーダーが強い決意と行動を示すことで人々の心に希望が生まれる。そこで市長は今こそ「この経済危機の中でも本市は自殺を絶対に増やさない」という強い「決意」とその「具体策」を述べるべきではないか。

**イ. 本市が実施する緊急経済対策・経済対策と一体となった自殺対策の必要性について**

本市が実施する緊急経済対策・経済対策を利用される中小企業や市民の方々に、直接に接することになる金融機関の融資窓口や市役所の担当窓口において、本市の様々な相談機関を網羅したリーフレット「こころのホットライン」を配布すべきではないか。

また、市・金融機関などの窓口担当者にも、社会的な要因によって自殺が増加しかねない現下の状況に理解を求める啓発活動を行うべきではないか。さらに、本市が来年度から多重債務特別相談を毎月2回開催することなどの情報提供も積極的に行なうべきではないか。

**(2) 自殺未遂に追い込まれた方々の再発防止の取り組みの必要性**

**ア. 神奈川県警の協力を得て、自殺未遂に追い込まれた方々の情報提供を受けて、本市も再発防止・生活再建に取り組むべきではないか**

自殺未遂が発生した際、事件性の有無を確認する等の為に、搬送した救急や病院等の関係機関は未遂者の情報を警察署に届け出る義務がある。大阪府警西成警察署は数年前からこの情報をご本人の同意を得て、健康福祉センターに情報提供し、センターは未遂者の再発防止・生活再建に取り組んできた。その高い効果を受けて大阪府警本部と堺市は、この仕組みを新たに事業化し、未遂者の再発防止・生活再建に乗り出す。

本市でも現場の警察官の方々にお話をうかがうと、自殺未遂者に事情聴取をした後、激励する以外に何もできない現状に悔しさを感じておられる方が多くいらっしゃる事が分かった。

そこで、本市も堺市と同様に神奈川県警の協力のもと、ご本人の同意を得て、情報を本市に提供していただき、個々人の心理的状态や悩みや置かれた状況に応じて電話・面談での相談、関係機関との連携により必要な支援につなげてゆく、再発防止・生活再建を行なうべきではないか。

**イ. 消防局統計における「自損」のデータを新たに区分し、自殺対策連絡協議会に情報提供すべきではないか**

消防局の救急が扱った「自損」の統計データを新たに区分を分けて(例えば、①性別、②5才刻みでの数値など個人情報特定されない範囲で)、自殺未遂の実態把握と対策推進の為に、自殺対策連絡協議会に提供すべきではないか。